

6月は動物の正しい飼い方推進



ペットはルールとマナーを守り、責任を持って飼いましょう

犬や猫などのペットは、「コンパニオンアニマル(伴侶動物)」とし て、多くの人の生活に欠かせない存在となっている一方で、飼育放棄や虐 待、鳴き声やふん尿の放置などのペットに係るトラブルが多く発生してい

ます。人間の不十分な知識に基づく無責任な行動が、動物たちを地域の 「嫌われ者」にしてしまっているかもしれません。この機会にペットの正 しい飼い方について考えてみませんか。

動物を飼うときの注意

責任を持って飼いましょう

動物を飼い始める前に、世話の方法や習性など に合った飼い方ができるかどうかを確認しましょ う。仕事や子育てなど生活の変化があっても、動 物が生涯を全うするまで飼い続けられるようにし てください。

また、飼っている動物のふん尿を適正に処理した り、飼うことができない子犬や子猫を増やさないた めに、不妊去勢措置をするなどの対策も大切です。

災害時に備えましょう

飼っているすべての動物と同行避難できるよう に、ペットの食料や携行品などを事前に準備して おきましょう。もし、災害時などに離れてしまっ | て、飼い主がわかるようにしましょう。

ても、あらかじめ動物に迷子札やマイクロチッ プをつけておくと安心です。予期せぬ場合に備え

[備えておくもの]

- ●一週間分程度のフードと、2~3日分の水●ケージとキャリーバッグ
- ●胴輪、リード、排泄物処理用具
- ●ペットと飼い主が一緒に写った写真(はぐれてしまった場合のため)

[心がけておくこと]

- ●基本的なしつけをしておく ●ワクチンを接種する
- ●不奸去勢手術をしておく

動物と触れ合うときは

動物からうつる感染症を予防するため、過剰な ふれあいは控えましょう。動物を触った後には必 ず手を洗ってください。人と動物のお互いの健康

を守るために、触る前にも手を洗いましょう。 また、自分が飼っていない動物へのむやみな餌 やりはやめましょう。

愛護動物をみだりに 虐待したり遺棄することは 犯罪です

同じ命あるものとして、すべての人 に動物の命を尊重する義務がありま す。虐待、遺棄などは犯罪行為として 罰則があります。

- ●愛護動物を虐待したり捨てたりした 場合…1年以下の懲役または100万 円以下の罰金
- ●愛護動物を殺傷した場合…5年以下 の懲役または500万円以下の罰金

どうしても飼えなく なった場合は…

新しい飼い主に引き継ぐことが、飼っ ていた動物の幸せにつながります。保健 所・動物愛護センターでは、新しい飼い 主を探すお手伝いをします。



犬の飼い主の方へ



犬の放し飼いは禁止されています。散歩は、犬を制止できる 人が短いリードで行いましょう。しつけや訓練をして、人に危 害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることの ないようにしましょう。

また、毎年度1回、狂犬病予防注射を必ず受けさせてくださ い。飼い犬には「登録鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着 することが義務付けられています。もしも飼い犬が人をかんで しまったときは、保健所へ届け出をし、かんだ犬が狂犬病の疑 いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

狂犬病予防注射の接種について

市内の委託を受けた動物病院で接種する場合、狂犬病 予防注射と狂犬病予防注射済票の交付手続きが同時にで きます。犬の登録番号がわかるものをご持参ください。 市外の動物病院で接種した場合や、市内動物病院で狂犬 病予防注射済票交付を受けられなかった場合は、環境衛 生課(市役所6階)で「狂犬病予防注射済証明書」を動 物病院で発行するための手続きをお願いします(手数料 550円)。

●狂犬病とは

狂犬病とは、「狂犬病ウイルス」で起こる動物由 来感染症です。犬はもちろん、人などすべての哺乳 動物に感染します。狂犬病は恐ろしい病気ですが、 人が感染したとしても適切にワクチンを接種すれば 発症は防げます。愛犬と飼い主を守るだけでなく、 多くの人の安全のためにも、毎年必ず予防注射を受 けさせましょう。



猫の飼い主の方へ



猫は屋内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地で排泄した り、ごみを荒らすなど、近隣に迷惑をかけることがあります。屋内な ら、交通事故や、ほかの猫との接触による病気の感染などの危険を避 けることができます。

また、屋内で飼っていても、開いた窓やドアからの脱走や突然の災 害などで驚いて逃げてしまうことも考えられますので、飼い猫だと分 かるように、所有明示(身分表示)をしましょう。

地域猫活動について

市では、地域の皆さんのご理解・ご協力のもとに、「飼い主 のいない猫」を適正に管理する「地域猫活動」を推進していま す。この活動を、「地域の環境問題」としてとらえ、世話をす る人と地域住民がお互いに協力して地域猫活動をすることで、 飼い主のいない猫を減らし、環境問題の解決を図ります。



- ●地域住民が主体となり不妊去勢手術を行う(市の助 成制度を活用。事前に登録が必要)
- ●適切に餌や水を与える(置きっぱなしは厳禁)
- ●食べこぼしや餌場の清掃、ふん尿の始末をする(猫 用トイレの設置)
- ●近隣に対する理解を得る

千葉県動物愛護センターからのお知らせ

千葉県動物愛護センター東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方 教室」を定期的に開催しています。また、講師を派遣して、動物愛護、犬・ 猫の正しい飼い方、犬のしつけ方、動物由来感染症などに関する講演を行っ

ています。詳しくは、お問い合わせください。